

岩手県監査委員告示第19号

監査結果の公表（平成30年岩手県監査委員告示第36号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年5月12日

岩手県監査委員 軽石 義則
岩手県監査委員 神崎 浩之
岩手県監査委員 寺沢 剛
岩手県監査委員 沼田 由子

1 監査対象機関名 盛岡広域振興局保健福祉環境部

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成30年7月3日及び同月4日

(2) 本監査実施日 平成30年7月31日

3 監査結果の公表の日 平成30年8月31日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、積算を誤っているものが1件、150,640円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	国へ照会し、事業に要した経費が適正に執行され、所要額に変更がない場合には返還を要しないことを確認した。 県が当該事業の完了確認を行った際、事業に要した経費が適切に執行されていることを確認しており、所要額に変更がないことから、返還は行わない。 今後は、事業所が免税事業所であるかどうかを適切に把握し事務を進めることとする。